

お客様各位

平成 29 年 3 月 1 日

株式会社 新潟建築確認検査機構

確認検査業務手数料の改定のお知らせ

平素は当社をご利用いただき、厚く御礼を申し上げます。

当社は、平成 19 年の建築基準法の大改正の際に改定して以来、これまで手数料を据え置いてまいりました。しかしながら、昨今の物価上昇や、消費税増税による厳しい状況が続いていることに加えて、省エネ法改正に伴う業務量の増加が見込まれ、審査・検査品質の確保と更なるお客様サービス向上のため、この度、10 年ぶりに申請手数料を改定することとなりました。

今後も、より一層、お客様にご満足いただけるよう努めてまいりますので、何卒、ご理解と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、500 m²以下の住宅等 4 号建築物の手数料は変更ありません。

改定項目は以下の通りとなります。

【別表第1】

確認及び検査手数料

※確認検査業務手数料規程、第2条、第5条、第8条関連

建築物

床面積の合計		申請手数料 (円)			
		確認申請	中間検査	完了検査 (中間検査を受けたもの)	完了検査 (中間検査を受けないもの)
法第6条第1項第2号並びに第3号に掲げる建築物のうち住宅(専用住宅、兼用住宅及び長屋建て住宅をいう。)の用途に供するもの、同項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。)を受けた形式に適合する建築物の部分をも有する建築物	30㎡以内	6,000	9,500	9,500	10,500
	30㎡を超え100㎡以内	10,000	10,500	10,500	11,500
	100㎡を超え200㎡以内	16,000	14,500	14,500	15,000
	200㎡を超え500㎡以内	22,000	19,000	20,000	21,000
上記に掲げる建築物以外の建築物	30㎡以内	10,000	20,500	20,500	22,500
	30㎡を超え100㎡以内	18,000	22,500	22,500	24,500
	100㎡を超え200㎡以内	28,000	30,500	30,500	32,000
	200㎡を超え500㎡以内	38,000	33,000	35,000	36,000
500㎡を超え 1,000㎡以内		97,000	62,000	72,000	73,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内		141,000	90,000	89,000	95,000
2,000㎡を超え 4,000㎡以内		190,000	155,000	179,000	189,000
4,000㎡を超え 6,000㎡以内		205,000	176,000	198,000	215,000
6,000㎡を超え 10,000㎡以内		225,000	196,000	227,000	246,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以内		320,000	260,000	306,000	323,000
50,000㎡を超えるもの		613,000	536,000	629,000	645,000

【別表第1の6】

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

※確認検査業務手数料規程、第8条関連

建築物

	① 建築物の用途が ホテル等、病院 等、集会所等及 びこれらを含む 複合用途の場合	② 建築物の用途が 工場等で左記① 以外の場合	③ 建築物の用途が 左記①及び②以 外の場合
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	38,000	17,000	24,000
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以内	43,000	19,000	27,000
6,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	50,000	22,000	31,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	65,000	28,000	41,000
50,000 m ² を超える もの	130,000	56,000	81,000

【別表第2】

確認及び検査手数料

※確認検査業務手数料規程、第3条、第6条、第9条関連

建築設備

種 類	申 請 手 数 料 (円)		
	確認申請	中間検査	完了検査
建築設備（昇降機以外） （法87条の2第1項に準用する場合に限る）	① 18,000	21,000	24,000
	② 9,000		
昇降機1台から4台まで （ホームエレベーターを含む）	① 18,000	21,000	24,000
	② 9,000		
昇降機5台以上 （ホームエレベーターを含む）	① 16,000	20,000	21,000
	② 8,000		
小荷物専用昇降機 1台から4台まで	① 9,000	13,000	14,000
	② 6,000		
小荷物専用昇降機 5台以上	① 7,000	12,000	12,000
	② 5,000		

※手数料は1台あたりの料金を示す。

- ① 建築設備を設置する場合
- ② 建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合

【別表第3】

確認及び検査手数料

※確認検査業務手数料規程、第4条、第7条、第10条関連

工作物

令第138号第1項	申請手数料(円)		
	確認申請	中間検査	完了検査
H6mを超える煙突	① 18,000	16,000	20,000
	② 7,000		
H15mを超える柱類 (鉄製・木製・RC製)	① 18,000	16,000	20,000
	② 7,000		
H4mを超える広告塔 ・ 広告板・装飾塔 ・ 記念塔・類似物	① 18,000	16,000	20,000
	② 7,000		
H8mを超える ・ 高架水槽・サイロ ・ 物見塔・類似物	① 18,000	16,000	20,000
	② 7,000		
H2mを超える擁壁	① 18,000	16,000	20,000
	② 7,000		

※ ① 工作物を築造する場合

② 工作物の計画を変更して工作物を築造する場合